



東京海上日動

東京・大阪・京都・横浜 など全国で展開中！

LUUPの ご利用ガイド

知っていますか？

LUUPってなんのサービス？

電動キックボードと自転車の
正しい交通ルールは？

ダウンロードはこちら



LUUP って？

LUUPは、電動・小型・一人乗りの
マイクロモビリティのシェアリングサービスです。

“街じゅうを「駅前化」するインフラをつくる”

というミッション達成に向けて、現在、電動キックボードと電動アシスト自転車の高密度なシェアリングサービスを東京・大阪・京都・横浜など、全国各地で提供しています。

私たちは、電動マイクロモビリティの普及によるCO2削減と、ご高齢の方も乗ることができる新しい電動モビリティの導入を実現し、すべての人が安全・便利に移動でき、豊かな暮らしへつながる持続可能な社会を目指しています。

information

展開エリア	東京、大阪、京都、横浜 随時全国へ拡大中
提供モビリティ	電動アシスト自転車、電動キックボード
利用方法	施錠解錠、決済すべてLUUPのアプリで完結
利用条件	電動キックボード（特定小型原動機付自転車）は16歳以上の方のみ利用可能、事前の交通ルールテストの満点合格が必須
公式HP	https://luup.sc/

沿革

● 2019 - 私有地内での実証実験

日本ではこれまで、電動キックボードは「原動機付自転車」の区分に該当していましたが、安全に走行できるルールであるかという点、必ずしもそうではないと考えました。そこで、関係省庁に適切なルール整備を検討いただくために、まずは全国30箇所以上の公有地・私有地で実証実験を行いました。



● 2019.10 - 2019.12 行政と連携した実証実験

規制のサンドボックス制度の認定のもと、歩行者や車両が共存する大学キャンパス内を、擬似的な公道と見立てた実験を実施しました。



● 2020.5 電動アシスト自転車のシェアサービスを開始

● 2020.10 「原動機付自転車」として公道での実証実験に参加

- 2021.03

● 2021.4 実証実験として電動キックボードをサービス内に導入

新事業特例制度の認定を受け、電動キックボードの安全な走行ルール検討のために政府が行う実証実験に参加しました。本実証実験は、電動キックボードを「小型特殊自動車」と位置付け、認定を受けた事業者のみが特別なルールのもと、一部エリアでサービスを提供することを認めました。

ご利用いただいた皆様の走行データや、歩行者・

自動車のドライバーの方々へのヒアリング結果などを関係省庁へ提出し、どのような条件であれば安全に電動キックボードという新しいモビリティ・技術を社会実装できるかを検証するべく実施しました。



● 2023.7 改正道路交通法の施行

このように段階を踏んだ実証実験を経て、得られたデータや利用者の声を関係省庁に提出した結果、新たなルールが検討され、2023年7月に改正道路交通法の施行を迎えました。

2019年には「マイクロモビリティ推進協議会」という業界団体を立ち上げ、関係省庁と電動キックボードの安全性向上に向けた連携も行ってきました。

2023年7月現在、国内で電動キックボードと電動アシスト自転車を両方扱っている唯一のシェアリング事業者です。



LUUP

はじめての方へ

LUUPはアプリから施錠/解錠、お支払いなどの操作をします。

以下の初期設定を完了し、ライドを開始しましょう！

1 アプリをダウンロード



2 アカウントを作成

電話番号・プロフィール・お支払い方法など、ご利用に必要な基本情報の入力を完了する

→ 電動アシスト自転車が利用可能に



3 電動キックボードの利用資格を取得

年齢が確認できる書類をアップロードし、交通ルールの確認テストに合格する

→ 電動キックボードが利用可能に



＼ ライド前に... /

お得なクーポンを追加

マップ左上の「ス」から、クーポンコードを入力して登録



LUUP

使いかた

1



アプリで電動アシスト自転車・
キックボードがある場所を見つける

2



ポートの場所を確認して向かう
✓ 乗りたい車両を予約可能

3



ポートについたら
ハンドル横のQRコードを読み取る

4



返す場所を選んでライド開始
✓ 返す場所はライド中にいつでも変更可能

安全性を追求して作られた、LUUPの 電動キックボードと 電動アシスト自転車の特徴

①。電動キックボード

LUUPの電動キックボードは
特定小型原動機付自転車に該当します。

※以後のページで言及する電動キックボードは
すべて特定原付に該当するものとします。

特定の標識のある歩道を走行するための
6km/hモードボタンを搭載 ※一部車両は未搭載

静止時にアクセルの誤操作で発進しない **安全設計**

最高速度20km/hまでの
スムーズな加速

ハンドリングしやすい
重すぎない重量感

広くて **乗りやすいステップ**

自立時にしっかりと **安定するダブルスタンド**



周囲の歩行者や、ドライバーからの視認性がよい白と緑を基調としたデザインなど安全にライドいただけるように、これまでに**大幅な設計変更を通じた十数回以上の品質改善を重ねてきました**。定期的なメンテナンスもかかさず行っています。

🚲 電動アシスト自転車

重い荷物でもふらつかない
ハンドル操作と独立したカゴ

小型かつ
頑丈なボディ

乗りやすい高さにスムーズに
調整できるサドル



地面からの衝撃を吸収しやすい **空気タイヤ**

🚲。電動キックボードの乗り方



STEP

1.

片足を
キックボードに乗せ
地面を2-3回蹴る



STEP

2.

両足を
ボードに乗せる



STEP

3.

右ハンドルの
アクセルを
ゆっくり押す

※初速をつけないとアクセルが効かないよう安全制御しています

※ケガや事故が起きないように、アクセルはボードに足を載せてから押すようにしてください

🚲 電動アシスト自転車の乗り方



STEP

1.

レバーを上げて
乗りやすい高さに
サドルを調節



STEP

2.

サドルにまたがり
ペダルに足をかけて
漕ぎ出す



返却時



後輪の鍵を手で閉め
アプリでライド終了!

走行できる場所

原則 ○ **一番左側の車線** を走りましょう

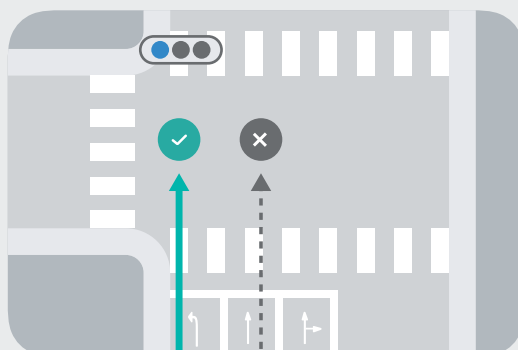


○ **普通自転車専用通行帯**



電動キックボードも、自転車と同様に
”普通自転車専用通行帯”を走行しましょう

○ **左折レーン直進**



自転車・電動キックボードともに
直進レーンではなく、左折レーンを直進しましょう

LUUP

走行できない場所

✕ **歩道走行** は原則禁止です



※自転車は、安全を確保するためにやむを得ない場合は歩道走行可能です。

ただし、特定の道路標識等 がある歩道は走行可能です



例)
普通自転車及び歩行者専用



ふ。電動キックボードでは
6km/hモード

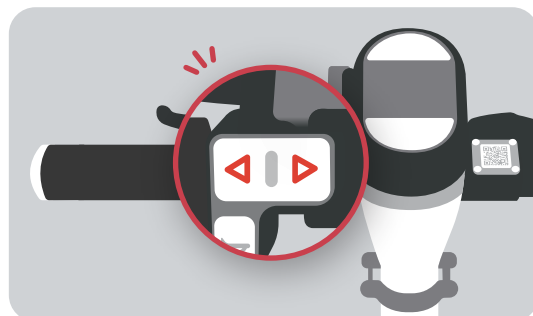
使用時に限り、
走行可能です

ボタンを押すと最高速度上限が6km/hに切り替わり、もう一度押すと、最高速度上限20km/hに戻ります。最高速度上限の切替えは車両が停止しているときのみ動作します。

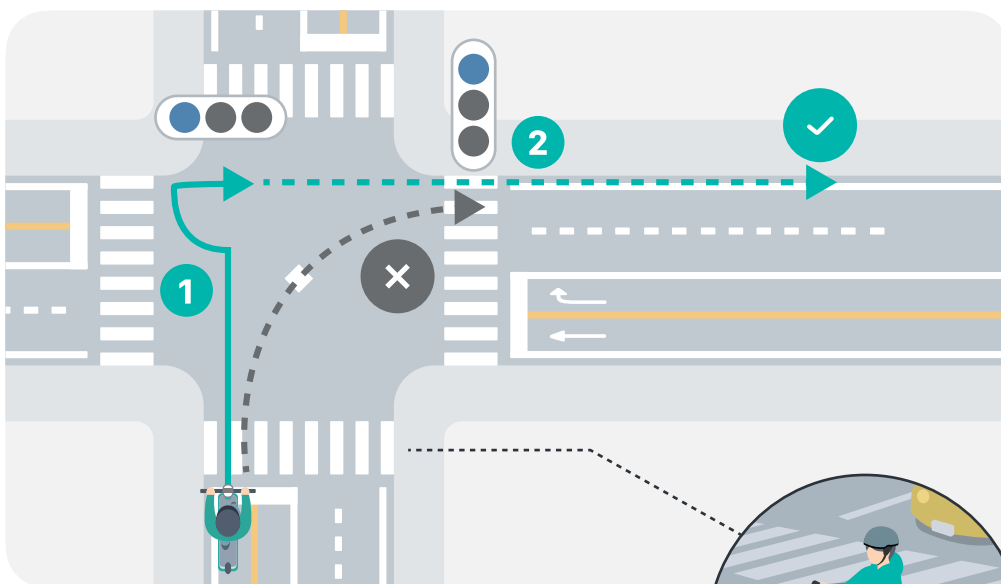
右左折の方法

1 合図を出す

周囲の車に右左折・進路変更の意思を伝え、
右左折完了後に合図を戻してください。
LUUPの電動キックボード乗車時は、
ハンドル下のウィンカーを使用しましょう。



2 交差点では、二段階右折



車線が複数あるような大きな交差点では、降りて手で押しながら
歩行者として横断歩道を通行することも可能です。

※信号や一時停止の指定がない交差点では、必ずしも停止する必要はありません。
他の交通に十分注意して交差点の左側端に沿って安全に右折してください。



運転中の心構え

運転中は平常心を保つこと。

不必要に急いだり、焦ったりしないこと。

他の車両の運転手や歩行者に対して

怒ったりせず、配慮をもつこと。

運転技能の過信は無理な運転につながります。

自分は運転が上手だと過信したことが原因で

大きな事故が起こる例は少なくありません。

謙虚な気持ちで運転することが大切です。



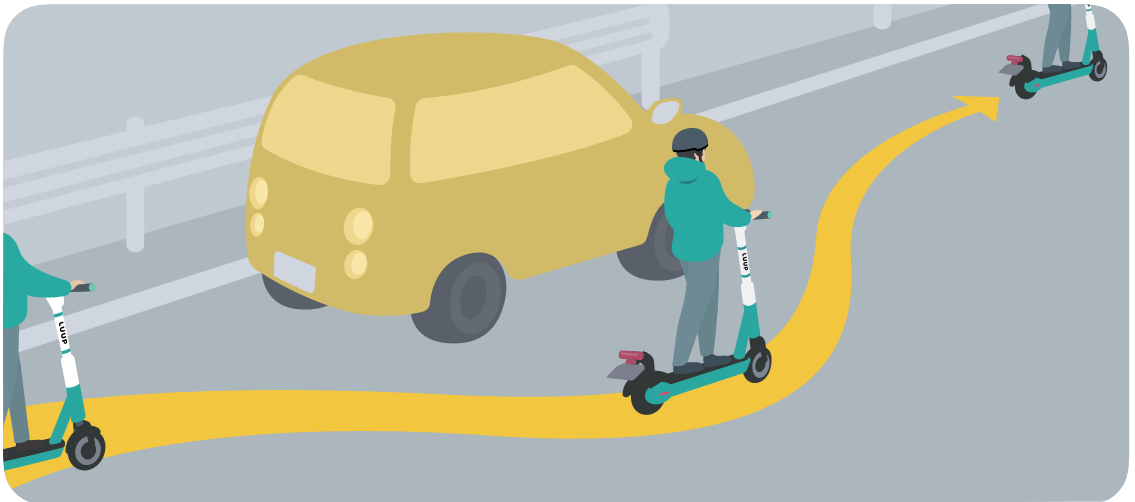
走行中

十分な距離をあけて走行

- 前方の車と十分な車間距離をあけて走行
- 右後方の交通状況を確認
- ✗ 前の車の**進路の変更を妨げないこと**
例) 道路外に出るため、道路の左端に寄ろうと合図をしている

路肩駐車している車を追い越すとき

路肩駐車している車を追い越すときは、後ろから車が来ていないことを確認してから追い越してください。追い越すときは**駐車車両の右側を通行**し、追い越し終わった後は速やかに道路の左側端へ戻りましょう。



ドア・飛び出し注意

追い越すときに限らず、停まっている車のそばを通るときは、**急にドアがあいたり、車の陰から人が飛び出したりする場合があるので注意してください。**

の 注 意 点

ブレーキは慎重に

- ハンドルを切らない状態で、左右両方のブレーキレバーを同時に引く
- アクセル操作で徐々に速度を落としてから止まる
- △ 急ブレーキをかけないこと（やむを得ない場合を除く）

ヘルメットで安全に

自転車・電動キックボードともに、走行中はヘルメットを着用するよう努めなければならないとされています。

その他留意事項

周囲をよくみて、コミュニケーションをとりながら運転しましょう。



覚えておきたい

進入しない

この標識がある道路は進入禁止です。走行できる別の道路へ移動してください。



通行止め



車両通行止め



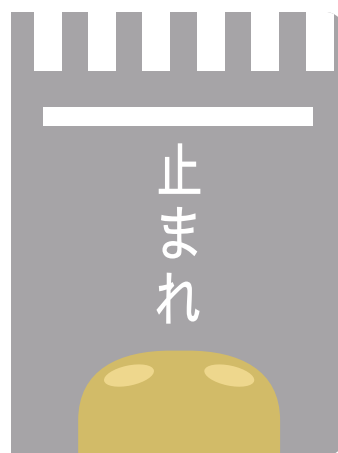
車両進入禁止



自転車通行止め

一時停止する

この標識・標示がある道路では必ず一時停止をして、周りの安全を確認してから発進してください。



駐停車しない

この標識がある道路は駐車・停車禁止です。
ほかの駐停車できる場所を探すか、
どうしても停めたい場合は一度LUUPの
ポートへ返却しましょう。



駐車禁止



駐停車禁止

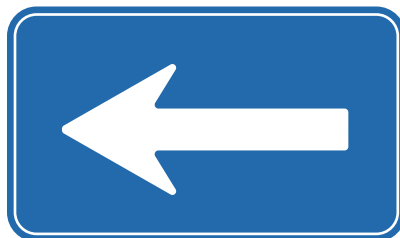
道路標識



一方通行に注意

この標識があるところは
一方通行のルールに従ってください。

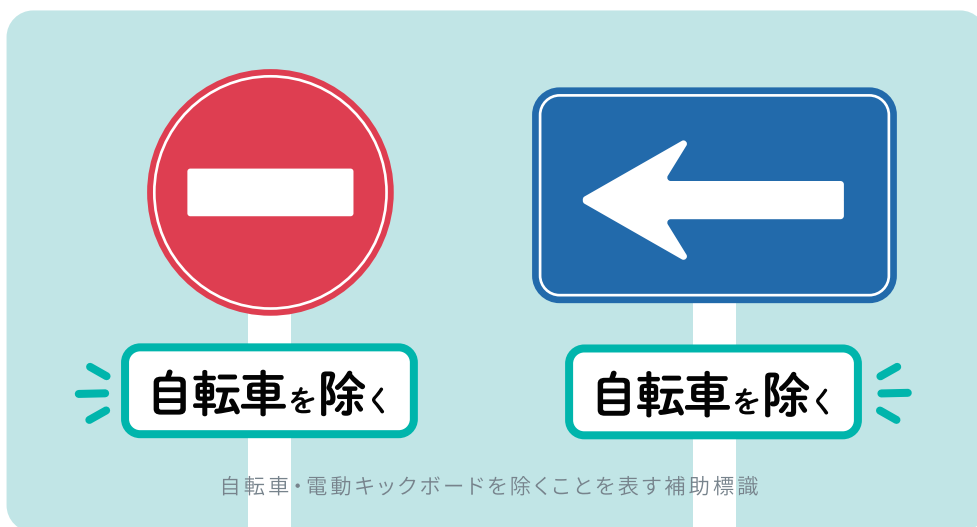
- ✕ 逆走禁止
- ✕ 双方向での走行禁止
- 一方の方向でのみ走行可



一方通行

「自転車・軽車両を除く」は通行可○

この補助標識がある場合、**LUUPは道路標識の示すルールの適用外**です。



自転車・電動キックボードを除くことを表す補助標識



自転車を除く

例えば...

一方通行標識に「自転車を除く」と表記されていれば、一方通行に指定された進行方向に関わらず、自転車と電動キックボードは通常の車道と同様に 双方向に通行できます。

違反行為



飲酒運転は犯罪です



少しのお酒でも、**飲酒したら絶対に運転してはいけません**。飲酒運転は、極めて悪質・危険な犯罪です。「酒気帯び運転」や、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する、いわゆる「酒酔い運転」をした場合**懲役や罰金の対象**となります。

危険運転はやめてください

- × 信号無視
- × 蛇行しながらの運転
- × 2人乗り(子どもを背負った運転もNG)
- × 直立せず、**不安定な姿勢で乗ること**
- × 不必要に**加速・減速を繰り返す行為**
- × 携帯電話を手に持って通話したり、メールの送受信などで画面を注視すること
- × 傘を差したり、イヤホンをしながらの運転

電動キックボードの16歳未満の人への又貸しは禁止です

電動キックボードを16歳未満の人に貸した場合、貸した人も罰せられる可能性があります。

LUUPの利用規約では、電動アシスト自転車・電動キックボードともに**又貸しを禁止**しています。

違反者は法律により罰せられ、懲役・罰金等の可能性がありますが

安全の取り組み

安全講習会の実施

電動キックボードに乗ることが初めての方や、運転に不安がある方のために、安全な運転技術の取得と交通ルール遵守を目的として各地で開催しています。



第三者機関と連携した事故分析

公益財団法人交通事故総合分析センター（略称「ITARDA」）、東京海上ホールディングス株式会社と連携し、電動キックボードの交通事故総合分析に関する調査研究を開始しました。事故が起こった際の分析調査方法を確立し、事故の未然防止策検討を行っています。



東京海上ホールディングス



ポートでの安全啓発

電動キックボードに乗車する際に正しい交通ルールを改めて認識できるよう、ポートでの弊社スタッフによる定期的な交通ルールのご案内や、安全啓発看板の設置等を行っています。



LUUP

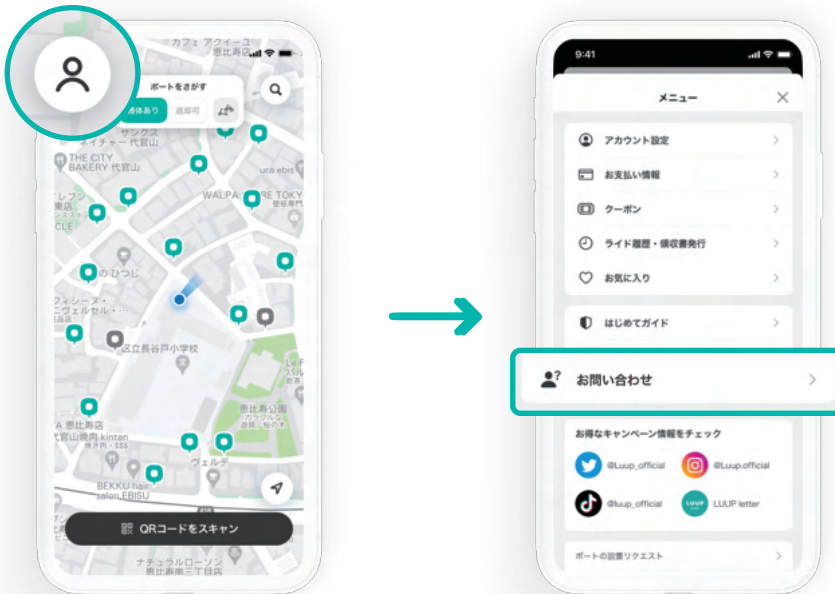
困ったときは

ご利用中のトラブルやサービスについてのご質問は
LUUPカスタマーセンターまでお問い合わせください。

LUUPカスタマーセンター電話サポート

0800 - 080 - 4333

アプリのヘルプからもお問い合わせが可能です



メニュー「人」を開く

下の「お問い合わせ」からご連絡ください



ポートを おいてほしい場所を 教えてください



ポート設置リクエストフォーム

リクエストがあった場合、担当者から
管理会社様などへ優先的に設置の
ご提案を行います。

リクエストお待ちしております！

LUUP





東京海上日動

Luupと東京海上は、資本業務提携し、共同で電動キックボードの安全性向上のための取り組みを進めています。
安心・安全なマイクロモビリティの利用環境構築を目指して、共同で本ガイドブックを制作いたしました。